### (2) 短期入所

(福祉型強化短期入所)

問54 併設型及び空床型の短期入所で、本体施設に看護職員が配置されている場合、当該看護職員に加えて1名の看護職員を配置する必要があるのか。

(答)

本体施設に看護職員が配置されている場合は、当該看護職員をもって福祉型強化短期入所における看護職員の配置要件を満たすものとする。

ただし、本体施設と短期入所事業所の職務が同時並行的に行われることが差し 支えないと考えられるもの以外である場合、本体施設における勤務時間について は、短期入所での勤務時間に含むことはできないことに留意すること。

#### (短期利用加算①)

問55 短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、複数の事業所で短期利用加算を算定している場合、その期間は通算されるのか。

(答)

通算されない(それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定可能)。

# (短期利用加算②)

問56 短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、「1年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

(答)

最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。

#### (常勤看護職員等配置加算)

問57 福祉型強化短期入所である場合、福祉型強化短期入所サービス費を算定 するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置 加算の算定要件を満たすものとできるか。

(答)

福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たすものとできる。

#### (医療連携体制加算)

問58 短期入所の医療連携体制加算(V)の算定要件の詳細如何。

(答)

短期入所の医療連携体制加算 (V) の取扱いについては、「平成 26 年度障害福

祉サービス等制度改正に関するQ&A」(平成 26 年4月9日事務連絡)の問 33 から問 38 までの取扱いを準用すること。

#### (年間利用日数の適正化)

問59 年間利用日数については、「1年の半分(180日)を目安」とされているが、「1年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

(答)

最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。

# 4. 自立訓練(機能訓練·生活訓練)、自立生活援助、共同生活援助

# (1) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

(リハビリテーション加算)

問60 リハビリテーション加算(I)については、「頸椎損傷による四肢の麻痺 その他これに類する状態にある障害者」を対象としているが、頸髄損傷を 原因とする者に限るのか。

(答)

リハビリテーション加算(I)の対象者については、疾患名等を問うものではなく、四肢麻痺の状態にある者を想定しており、身体障害者手帳の記載や医師意見書の内容等から判断するものとする。

#### (個別計画訓練支援加算)

問61 個別計画訓練支援加算の算定に当たり、個別訓練実施計画の作成が要件 とされているが、個別支援計画をもって個別訓練実施計画とすることがで きるか。また、個別訓練実施計画は所定の様式があるか。

(答)

個別計画訓練支援加算に係る訓練は、自立訓練(生活訓練)の個別支援計画の一環として行われるものであるが、特に地域生活を営む上で必要となる生活能力に焦点を定め、一定の期間の中で重点的に個別の訓練を行うものである。したがって、計画の様式を問うものではないが、具体的な訓練項目や訓練の内容、進捗状況等、詳細かつ丁寧な記録や評価を伴う個別訓練実施計画が必要となる。